令和５年１０月１１日

再審査申立書

中央労働委員会会長　殿

再審査申立人
京都市南区東九条上御霊町６４－１　アンビシャス梅垣ビル１階
関西非正規等労働組合
執行委員長　橋口　昌治
電話　０７５－６８１－６９０４

再審査被申立人
京都市南区東九条南河辺町４７－６
特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク
代表理事　藤　喬
電話　０７５－６０６－１５０３

１　再審査申立の対象となる命令及び当該命令の交付日

令和５年９月２８日に交付された京都府労委令和３年（不）第１号事件の命令書に不服があるので、再審査を申し立てる。

２　不服の要点

上記初審命令の全部を取り消し、次に記載の命令を求める。

（1）被申立人は、申立人が令和３年３月３０日及び同年４月２６日に申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。

（2）被申立人は、縦１メートル、横２メートルの白紙に下記の通り記載し、被申立人が設置する掲示板（京都事務所及び阪神事

務所）に、４週間掲示しなければならない。

記

この度、京都府労働委員会から、当法人が、貴組合が申し入れた団体交渉に誠実に応じなかったことは、労働組合法第７条第２号違反であるとして、不当労働行為であると認定されました。

当法人は、このような行為につき深く謝罪するとともに、今後は団体交渉に誠実に応じることを、貴組合に約束します。

○年○月○日（掲示の日を記載）
関西非正規等労働組合
執行委員長　橋口　昌治　様

特定非営利活動法人京都暮らし応援ネットワーク
代表理事　藤　喬

３　不服の理由

追って主張する。

以上